

目的：福祉・介護に携わる職員の賃金改善（他業種との賃金格差是正）

	名称	①処遇改善加算	②特定処遇改善加算	③処遇改善臨時交付金
制度	目的	直接処遇職員の賃金改善	事業所における中核職員の賃金改善	コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるため
	加算創設時期	平成24年4月	令和元年10月	令和4年2月
	算定要件	キャリアパス要件 職場環境要件	配置等要件 現行加算要件 職場環境等要件 見える化要件	現行加算要件
	支給対象職員 (指針より)	直接処遇職員の賃金改善に限定	・福祉・介護職員 ・事業所の判断により、他の職員の処遇改善に充てることができる	・福祉・介護職員 ・事業所の判断により、他の職員の処遇改善に充てることができる
	加算金額	※各月の給付費に事業毎に定められた加算率を乗じて算出		
	加算区分	3区分	2区分	1区分のみ
共 働 福 祉 会	支給対象職員	直接処遇職員	全職員	全職員
		<u>※ただし勤務時間調整等との兼ね合いより社会保険被保険者であることを支給要件とする</u>		
支給金額	①正規雇用職員 処遇改善手当 11,000円／月 ②正規雇用職員 処遇改善一時金 0.5ヶ月分（3月） ③有期雇用職員 処遇改善一時金 0.5ヶ月分（3月） ④有期雇用職員 一時金 2.0ヶ月分 （6月…0.8ヶ月 12月…1.2ヶ月） ⑤正規雇用職員 令和5年4月 基本給昇給に伴う令和5年度増加分（昇給に伴い増加する賞与も含む） ⑥有期雇用職員 令和5年4月 時間給増に伴う令和5年度増加分 ※⑥のみ社会保険未加入者も該当とする	条件により3ランクに分ける A A…勤務10年超 国家資格取得 A…勤務5年超 国家資格 B…その他の職員 ※ A Aの支給については、他の処遇改善との関係上、調整あり	16,500円 8,000円 4,000円	基本支給額を決めた額に 個々の常勤換算数を乗じて算出  基本支給額：7,000円 ※月に8日以上欠勤の場合は支給しない

※いずれも加算金額の状況により、支給額の調整を行うことがあります。ご承知おきください。